定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

静岡県裾野市富沢一三九番地

株式会社イトー

代表取締役　伊東　敏之

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年二月十六日です。

平成二十八年一月十五日

静岡県裾野市富沢一三九番地

株式会社イトー

代表取締役　伊東　敏之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

愛知県安城市住吉町三丁目一二番一号

新英チップ株式会社

代表取締役　金子　豊久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

愛知県安城市住吉町三丁目一二番一号

新英金属株式会社

代表取締役　金子　豊久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

愛知県安城市二本木町西切替一〇四番地一

新英運輸株式会社

代表取締役　細井　健次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

新英金属株式会社

代表取締役　金子　豊久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年一月十五日

広島県府中市本山町五三〇番地の二一四

ヒロボー株式会社

代表取締役　松坂晃太郎

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社信州東御市振興公社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月十五日

長野県東御市県二八一番地二

浅間山麓総合開発株式会社

代表取締役　花岡　利夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフィ・リーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

REPSCJ Holdings Pte. Ltd.

日本における代表者　フィ・リー

限定承認公告

本籍東京都西東京市南町一丁目二〇三番地、最後の住所東京都西東京市南町一丁目一二番二五号

被相続人　亡　新井　敏夫

右被相続人は平成二十七年九月二十九日死亡しその相続人は平成二十七年十二月二十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十五日

東京都西東京市南町一丁目一二番二五号

相続財産管理人　新井　末子

限定承認公告

本籍京都府福知山市字上新三一番地、最後の住所滋賀県近江八幡市中村町三二番地七（二〇七号）

被相続人　亡　中川　徹也

右被相続人は平成二十七年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十五日大津家庭裁判所彦根支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十五日

京都府綾部市新町三八番地

限定承認者　桒谷　香織

限定承認公告

本籍熊本県山鹿市昭和町一〇三番地、最後の住所京都府京都市伏見区深草ス丶ハキ町二四番地辻寅アパート二―三

被相続人　亡　福澤　正美

右被相続人は平成二十七年十月十日死亡し、その相続人は平成二十八年一月七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十五日

熊本県山鹿市鹿校通一丁目八番三〇号

限定承認者　福澤　慶介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十七年九月十八日付官報の号外第二二五号五十七頁に掲載されています。

平成二十八年一月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

シエナプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年八月十四日付官報の号外第一八四号六十頁に掲載されています。

平成二十八年一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

エビスホテル特定目的会社

取締役　鬼丸　真一

取締役　牟田　祐子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万八千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

エビスホテル特定目的会社

取締役　鬼丸　真一

取締役　牟田　祐子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億七千九百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年八月十四日付官報の号外第一八四号五十八頁に掲載されています。

平成二十八年一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

赤坂レジデンス特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　阿久澤剛樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万七千五百九十二口の全部を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

赤坂レジデンス特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　阿久澤剛樹

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十五日付第九号八〇ページ

◉同日付政府調達第九号一一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）